

「大田区無防備平和条例」制定の
運動にかかわって
大田無防備平和条例の会
会長 松本武祝

2006年2月5日、「大田無防備平和条例の会」を発足させました。4月29日からの一カ月間に「条例」制定の直接請求のための署名活動を行い、17、626筆の署名を大田区選挙管理委員会に提出しました（法定数は11、200筆）。その後の経過は下記の通りです。

6月22日 選挙管理委員会での署名審査終了（有効署名数は15、720筆）。

7月4日 「大田区無防備平和条例」制定の本請求。

7月21日 大田区議会第2回臨時会。本会議にて請求代表者2名が陳述。防災安全対策特別委員会にて条例案否決（賛成ゼロ）。本会議にて否決（賛成3）

大田区の「正史」にこのような記録が刻まれたことは、「会」の活動の大きな成果です。ただし、私たちの「野史」に記録記憶されるべき「会」の活動は、もっともっと豊かなものでした。とくに印象深かったことをふたつ挙げます。

第一に、区民のみなさんの平和を願う気持ちを再確認できました。街頭では、戦争体験に根ざした年配の方々の固い志に何度も接しました。また、世代を越えて、そしてイデオロギーや党派も超えて、きな臭さを増す現状を憂える意見に出会いました。「会」の活動は、それらの意思の集約点になりえたと自負しています。

第二に、多くの方々が署名活動に加わってくださいました。とくに20代・30代の方々の活躍は、「会」にとっても心強いものでした。また、区外の方々と幅広い連帯関係が形づくられた

ことも、「会」にとつての大きな財産となりました。

こうした成果にもかかわらず、区議会において条例案が絶対的多数の反対により否決されたこともまた、厳正な事実です。「地方自治は民主主義の学校」という中学社会科で習った言葉を思い出しました。地方自治制における直接民主主義の意義を、初心に戻って学びなおし、活かしなおす必要を痛感しました。

ところで、委員会審議のなかで担当の危機管理課長は、「私見」としながらも、「追加議定書」59条に示された4条件を現在の大田区は満たしているという旨の発言をしました。大田区が事実上「無防備地域」であることを危機管理課長が認めたのです。

条例案が防災安全対策特別委員会で審議されたことは意味深長です。過日、「大田区国民保護協議会設置条例」などが、この

委員会で審議されたのでした。「無防備地域状況」を将来にわたって守り抜くためには、国民保護計画に対抗していかなければなりません。「会」として、新たな運動の形態を模索しはじめたところです。みなさんのお知恵をお貸しください。

